

議案第 90 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

宇治市職員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。